

都市計画法第53条第1項の許可申請について

都市計画施設等の区域内における建築物の建築に一定の制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的とします。

・53条許可を申請する必要がある場合

道路・公園等の都市計画施設および土地区画整理事業等の市街地開発事業の区域内に建築物を建築する場合です。なお、建築確認申請は、53条許可を受けてから行う必要があります。

ここでいう「建築物」および「建築」は、建築基準法でいう建築物および建築（行為）のことです。10㎡未満の建築物の増築、改築または移転については、建築確認申請を行う必要がない場合がありますが、その場合であっても53条の許可は必要です。

53条許可は、あくまで都市計画施設等の区域内に建築物を建築する場合に必要な許可ですので、敷地のみに都市計画道路がかかる場合は許可不要です。

・許可申請に必要な図書

許可申請には次の図書が2部必要です。

- 1 許可申請書（2部とも押印してください。）
- 2 委任状
- 3 都市計画証明の写し
- 4 確認申請書 第一面から第三面の写し
- 5 図面

（案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・求積図（敷地・建物共）・公図写）

・配置図には都市計画施設の区域線または敷地全体が区域内である旨を記載してください。

・建築基準法の集団規定については法チェックを済ませて検討内容について記載してください。